

令和5～7年度 上越地域が目指す在宅医療・介護連携について(案)

目指す姿：住み慣れた地域で暮らし続けることができる上越地域を目指す

専門部会
(案)



部会のねらい

| | | | |
|--|--|--|--------------------------------------|
| 医療側と在宅側で必要な情報共有や意見交換を行い、円滑な入退院支援を実施することで、本人が安心して望む生活を送れる | その人らしい生活を支えるために、支援者がその人の気持ちを理解し、協力し合って支援することができる | 医療側・介護側・本人または家族が、本人の意向や病状、急変時対応の共有ができる | 市民が、思っていることや大切にしたいことを考え、家族や専門職と共有できる |
|--|--|--|--------------------------------------|

目指す姿に向け連動する
職能団体や
取組等

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・医療機関 ○地域包括支援センター ○看護部長会議 ○訪問看護ステーション協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○上越地域消防局 ○居宅介護支援事業所 ○地域連携センター連絡会議 ○人生会議協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○上越地域在宅医療推進センター ○介護保険サービス事業所 ○ケアマネ広場 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 ○みょうこうケアフォーラム |
|--|---|--|--|

課題解決に向け次期部会
への提案

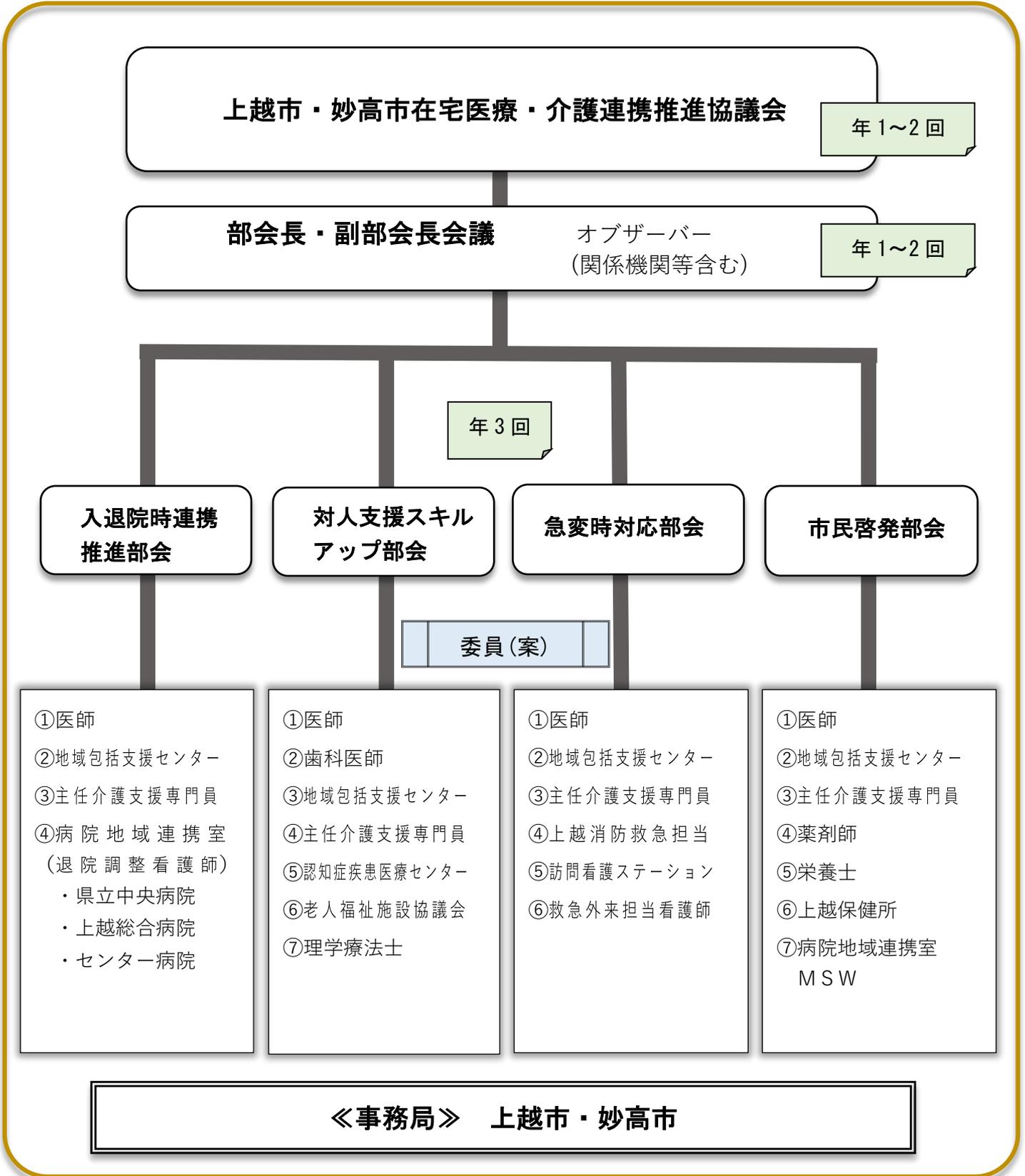
- | | | | |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○医療側と在宅側の双方の意見をきける機会を設け、相互理解や関係づくりを支援する ○円滑な入退院支援が行えるよう、連携ツールの理解及び活用を含めた研修会を継続し、それを広げていけるような仕組みづくりを検討する | <ul style="list-style-type: none"> ○スキルアップ研修会の継続や受講しやすい体制について検討する ○これまでの取組を踏まえ、更なる周知啓発に関する取組や、支援者が同じ目線でチームとして機能していくにはどうしたらよいか検討する | <ul style="list-style-type: none"> ○急変時に備え、本人の具体的な意向や医療情報をチームで共有する ○本人や家族が急変時に備えた意向を表明できるように、支援者に対して意思決定支援に関する啓発が必要である ○急変時において本人の意向に沿った適切な支援をチームで行っていくためにはどうしたらよいか検討する | <ul style="list-style-type: none"> ○作成したリーフレットについては、市民向け講座や各職能団体での配布を続け、広めていく ○市民が望む生活のイメージを持てるように、必要な取組を検討する ○専門職が本人の意向に沿った支援を行えるように、医療と介護の連携や看取り等に関する知識を深められるようにする ○人生会議をテーマにした講演会等での啓発を継続していく |
|--|---|--|--|

令和2～4年度
の活動から
見えた課題

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○入退院時に必要な情報について、医療側・在宅側で意見交換する機会が少ない ○介護支援専門員が本人の意向を把握し、連携ツールを活用して関係者と情報共有できるよう、地域連携連絡票に本人が大切にしてきた事や思いを込めるなど、質を高める必要がある ○病棟看護師は患者入院前の生活状況や退院後の地域資源等を把握していないため、在宅生活をイメージできない | <ul style="list-style-type: none"> ○基本理念『パーソン・センタード・ケア』等については、対人支援を行っていく上で重要な要素であり、繰り返し振り返るべき内容である ○その人らしい生活を支えるためには、家族を含め支援に関わる人が同じ目線でチーム支援を行っていく必要がある | <ul style="list-style-type: none"> ○急変時に備え、本人の具体的な意向や医療情報をチームで共有する必要がある | <ul style="list-style-type: none"> ○リーフレットを作成・配布したが、まだ活用は十分に広まっていない ○一般市民に向けたアンケート結果から、「人生会議」について知っている市民が約2割であり、市民が自身の考えを持ち、家族や専門職と共有できる状態には至っていない ○市民が、人生の最終段階の暮らしや看取り等の実際を知らないために、具体的な望む生活のイメージが持てない |
|---|---|--|---|

令和 5 年度～7 年度

上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会の体制(案)



上越市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者（以下「関係者」という。）相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にして、地域に住む人々への支援を行ううえでの課題を解決するため、上越市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携に関する次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 関係者の情報共有の支援に関すること。
- (4) 関係者の研修に関すること。
- (5) 在宅医療及び在宅介護に関する啓発に関すること。
- (6) 関係者及び関係自治体との連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部すこやかなくらし包括支援センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。